事　務　連　絡
令和７年10月３日

各（都道府県／市区町村）こども誰でも通園制度主管部局（課）御中

こども家庭庁成育局保育政策課

「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」の補足について

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る子ども・子育て支援法第61条第１項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第62条第１項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の代用計画については、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について（依頼）」（令和６年12月27日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）においてお示ししたところですが、乳児等のための支援給付の創設に伴い新たに必須記載事項となる事項に関する代用計画の参考様式を別添１及び２のとおりお示ししますので、都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村（特別区を含む。）に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

問合せ先
こども家庭庁成育局保育政策課
企画法令第一係・地域支援係
E-mail：hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp